

精神障害者社会復帰施設・在宅福祉施策等の概要
精神障害者生活訓練施設(援護寮)

1. 事業の趣旨

回復途上にある精神障害者に一定期間利用させ、生活の場を与えるとともに、医学的専門知識を持った職員により生活指導等を行う。

2. 事業創設年度

昭和 46 年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1 / 2 (Total : 国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇 所 数	155	176	206	231	253	272

6. 平成 15 年度予算額

6,285,861 千円

7. 施設基準

居室 (収納設備等除き 1 人あたり 4.4 m²以上)、相談室、静養室、食堂、調理場、集会室兼娛樂室

8. 人員配置基準

施設長 1 名、精神保健福祉士 (1 名以上) 又は精神障害者社会復帰指導員 4 名以上、医師 1 名以上

9. その他

- 利用期間は原則として 2 年以内。
- 1 人あたり建物面積 14.9 m²以上。
- 定員は 20 名以上。

精神障害者社会復帰施設・在宅福祉施策等の概要

精神障害者福祉ホーム(A型/B型)

1. 事業の趣旨

A型 一定程度の自活能力のある精神障害者で、家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難な者に対し、生活を営むための施設を提供する。

B型 長期入院の解消の第一歩として、病状が良くなりながらも就労の力がないため、社会復帰、家庭復帰が果たせずにいる者を、まず精神病院から退院させ、自活していく道の手をつけるための施設を提供する。

2. 事業創設年度

A型 昭和 63 年度

B型 平成 11 年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1/2 (Total：国 1/2、都道府県・政令指定都市 1/2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
A 型	101	109	119	119	125	132
B 型	—	5	10	25	46	77

6. 平成 15 年度予算額

A型 194,964 千円

B型 584,467 千円

7. 施設基準

A型 居室 (収納設備等除き 1 人あたり 6.6 m²以上)、集会室兼娛樂室、調理室、浴室、洗面所、便所、管理人室

B型 居室 (収納設備等除き 1 人あたり 8 m²以上)、相談・指導室、調理室、浴室、洗面所、便所、管理人室、事務室

8. 人員配置基準

A型 管理人 1 名以上、医師 1 名以上

B型 管理人 1 名、指導員 3 名 (うち 1 名は精神保健福祉士)

9. その他

A型 ○ 利用期間は原則として 2 年以内。

B型

- 1人あたり建物面積は原則として23.3 m²以上。
- 定員は10名以上。
- 利用期間は原則として5年以内。
- 1人あたり建物面積は原則として23.3 m²以上。
- 定員はおおむね20名。

精神障害者(通所／入所)授産施設

1. 事業の趣旨

通所 相当程度の作業能力を有する精神障害者を通所させ、必要な訓練を行い自活を促進するための指導を行う。

入所 回復途上にある精神障害者に生活の場を与え、生活指導を行うとともに、昼間は作業訓練を行う。

2. 事業創設年度

通所 昭和 63 年度

入所 平成 4 年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1 / 2 (Total : 国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
<u>通所</u>	121	143	172	190	216	254
<u>入所</u>	26	26	29	29	29	30

6. 平成 15 年度予算額

通所 4,367,968 千円

入所 779,195 千円

7. 施設基準

通所 作業室又は作業場、静養室、食堂、集会室兼娯楽室、洗面所、便所、事務室

入所 作業室又は作業場、居室 (収納設備等を除き 1 人当たり 4.4 m²以上)、相談室、静養室、食堂、調理場、集会室兼娯楽室、浴室、洗面所、便所、事務室

8. 人員配置基準

通所 施設長 1 名、精神保健福祉士 1 名以上、作業療法士 (1 名以上) 又は精神障害者社会復帰指導員 4 名以上、医師 1 名以上

入所 施設長 1 名、精神保健福祉士 1 名以上、作業療法士 (1 名以上) 又は精神障害者社会復帰指導員 4 名以上、医師 1 名以上

9. その他

通所

- 1人あたり建物面積は原則として 15.8 m²以上。
- 定員は 20 名以上。

入所

- 1人あたり建物面積は原則として 23.5 m²以上。
- 定員は 30 名以下。

精神障害者社会復帰施設・在宅福祉施策等の概要

精神障害者小規模通所授産施設

1. 事業の趣旨

雇用されることが困難な障害者に対し、必要な訓練を行い、職業を与え自活させることを目的としている施設であり、従来の通所授産施設よりも入退所や活動内容等について自由度が高い施設である。

2. 事業創設年度

平成 12 年度

3. 事業実施主体・補助先

地方公共団体（間接補助先：社会福祉法人、非営利法人）

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県 2 / 3、政令指定都市 1 / 2

(Total : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 (政令指定都市 1 / 2)、市町村 1 / 4)

5. 箇所数

年 度	13 年度	14 年度	15 年度
箇 所 数	46	86	213

6. 平成 15 年度予算額

1,171,500 千円

7. 施設基準

作業室又は作業場、静養室、食堂、洗面所、便所

8. 人員配置基準

施設長 1 名、精神保健福祉士又は作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 2 名以上

9. その他

○ 定員は 10 名以上 19 名以下。

精神障害者福祉工場

1. 事業の趣旨

作業能力はあるものの、一般企業に就労できないでいる精神障害者を雇用し、社会的自立を促進する。

2. 事業創設年度

平成6年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1/2 (Total：国1/2、都道府県・政令指定都市1/2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇 所 数	9	12	13	13	14	16

6. 平成15年度予算額

408,320 千円

7. 施設基準

作業所、更衣室、シャワー室、休憩室、食堂、相談室、静養室、医務室

8. 人員配置基準

施設長1名、精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員3名以上、看護師1名以上、栄養士1名以上、医師1名以上、事務員1名以上

9. その他

- 1人あたり建物面積28.6㎡以上。
- 定員は20名以上。

精神障害者社会復帰施設・在宅福祉施策等の概要
精神障害者地域生活支援センター

1. 事業の趣旨

在宅精神障害者や社会復帰者が継続して地域生活がおくれるように、日常生活等を支援する。

精神保健福祉法の改正により、平成 12 年度から精神障害者社会復帰施設として法定化され、さらに、平成 14 年度からは市町村の委託を受けて福祉サービスの利用に関する相談等を行う。

2. 事業創設年度

平成 8 年度（平成 12 年度から法定施設）

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

（間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人）

4. 国庫補助率・負担割合

1 / 2（Total：国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2）

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇所数	115	145	195	235	317	397

6. 平成 15 年度予算額

4,109,937 千円

7. 施設基準

相談室、静養室、談話室、食堂、調理場、地域交流活動室兼訓練室、便所、洗面所、事務室

8. 人員配置基準

施設長 1 名、精神保健福祉士 1 名以上、精神障害者社会復帰指導員 3 名以上

精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)

1. 事業の趣旨

常生活を営むのに支障のある精神障害者の家庭等を訪問して、介護等のサービスを提供することにより、精神障害者が住み慣れた家庭や地域社会で日常生活の維持・向上ができるよう支援するものである。

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、平成 14 年度から精神障害者居宅生活支援事業の 1 つとして市町村において実施されている。

2. 事業創設年度

平成 14 年度

3. 事業実施主体・補助先

市町村

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県 2 / 3、政令指定都市 1 / 2

(Total : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 (政令指定都市 1 / 2)、市町村 1 / 4)

5. 箇所数

年 度	14 年度
実施市町村数	1,231

6. 平成 15 年度予算額

720,060 千円 (訪問介護員 : 1,738 名)

7. その他

- 原則として精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障害者又は精神障害を支給事由とする障害年金を受給している者であって精神障害のために日常生活を営むのに支障がある者を対象とする。
- 食事、身体の清潔保持の介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を行う。

精神障害者社会復帰施設・在宅福祉施策等の概要

精神障害者短期入所事業(ショートステイ)

1. 事業の趣旨

精神障害者の介護等を行う者の疾病等の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、精神障害者生活訓練施設等において介護等のサービスを提供することにより、精神障害者及びその家族の福祉の向上を図るものである。

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、平成 14 年度から精神障害者居宅生活支援事業の 1 つとして市町村において実施されている。

2. 事業創設年度

平成 6 年度

3. 事業実施主体・補助先

市町村 (運営主体：精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設等)

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県 2 / 3、政令指定都市 1 / 2

(Total : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 (政令指定都市 1 / 2)、市町村 1 / 4)

5. 箇所数

年 度	14 年度
実施市町村数	419

6. 平成 15 年度予算額

141,181 千円

7. 施設基準

居室

8. その他

○ 利用期間は原則として 7 日以内。

精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)

1. 事業の趣旨

地域において共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話、日常生活面における相談、指導等の援助を行うことにより、精神障害者の自立を助長することを目的とする。

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、平成 14 年度から精神障害者居宅生活支援事業の 1 つとして市町村において実施されている。

2. 事業創設年度

平成 4 年度

3. 事業実施主体・補助先

市町村 (運営主体：精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設等)

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県 2 / 3、政令指定都市 1 / 2

(Total : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 (政令指定都市 1 / 2)、市町村 1 / 4)

5. 箇所数

年 度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇所数	220	430	540	576	662	795	858	950	1,105
人 数	1,210	2,365	2,970	3,168	3,641	4,373	4,719	5,225	6,078

6. 平成 15 年度予算額

1,798,940 千円

7. 人員配置基準

世話人 1 名以上

精神障害者社会復帰施設・在宅福祉施策等の概要

精神障害者保健福祉手帳制度

1. 事業の趣旨

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある者を対象とし、精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図る。

2. 事業創設年度

平成7年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県

4. 国庫補助率・負担割合

1/2 (Total: 国1/2、都道府県・政令指定都市1/2)

5. 交付者数(更新を含む)

年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度
1 級	8,551	19,940	29,219	37,351	43,583	49,531	53,250	58,164
2 級	15,408	37,225	55,524	72,687	90,402	107,754	127,847	151,641
3 級	5,574	13,000	19,076	24,183	28,966	33,456	38,057	45,833
合 計	29,533	70,195	103,819	134,221	162,951	190,741	219,154	255,637

(各年度の交付者数は年度末現在)

6. 平成15年度予算額

14,160千円

7. その他

- 精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、それぞれ1級、2級、3級の3等級とする。
- 主な支援策は以下の通り。
 - ・ 所得税、住民税の障害者控除等の税制上の優遇措置
 - ・ 通院医療費の公費負担申請に係る事務手続きの一部簡略化
 - ・ 地方公共団体における各種福祉サービス